魚津市告示第108号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について 魚津市訪問型サービスA実施要綱(平成28年魚津市告示第25号)の一部を 次のように改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条-第44条 (略)	第1条-第44条 (略)
別表(第6条関係) 【別記】	別表(第6条関係) 【別記】

改正後

【別記】

別表 (第6条関係)

算定項目	区分	算定単位	単位数
<u>1</u> 訪問型サービスA費 I	1月に12回までのサービス	1回につき	<u>197単位</u>
<u>2</u> 訪問型サービスA費Ⅱ	(略)		
<u>3</u> 初回加算	(略)		
4 介護職員処遇改善加算	(略)		
<u>5</u> 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
6 介護職員等ベースアップ 等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)の取扱いに準ずるものとする。

改正前

【別記】

別表 (第6条関係)

算定項目名	区分	算定単位	単位数
<u>イ</u> 訪問型サービスA費 I	1月に12回までのサービス	1回につき	<u>201単位</u>
<u>ロ</u> 訪問型サービスA費Ⅱ	(略)		
<u>小</u> 初回加算	(略)		
<u>二</u> 介護職員処遇改善加算	(略)		
<u>ホ</u> 介護職員等特定処遇改善 加算	(略)		
<u>へ</u> 介護職員等ベースアップ 等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。